

令和 4（2022）年度分 市民税・県民税 特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得の課税方式選択申出書

受付印

この申出書は、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択する際に提出してください。当該年度の納税通知書が送達されるまでに提出してください。その後の申出はお受けできません。

当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所
出ている場合は提出不要です。

柏崎市長あて

提出日 令和 4年 2月 20日

現住所	柏崎市 日石町2番1号		
1月1日現在の住所	同上		
氏名	生年月日	電話番号	
柏崎 太郎	大・昭 平・令 30年 1月 1日	0257-23-5111	

1. 確定申告した特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得を記載してください

		住民税源泉徴収額	
特定配当等に係る所得	総合課税分	100,000 円	5,000 円
	分離課税分	円	円
特定株式等の譲渡所得		1,000,000 円	50,000 円

対象となる特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得は、
所得税 15.315%（復興特別所得税含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税
すべて申告不要とする場合は、
こちらにチェックをしてください。

確定申告した内容を記載してください。
記載は住民税が源泉徴収されているものに限り
ます。税率 20.42%で源泉徴収されているもの
は対象外ですので、記載しないでください。

1に記載した所得について、市・県民税では申告不要制度を適用します

1に記載した所得について、市・県民税では以下の所得として申告します

		住民税源泉徴収額	
特定配当等に係る所得	総合課税分	円	円
	分離課税分	100,000 円	5,000 円
特定株式等の譲渡所得		0 円	0 円

3. 特定口座年間取引報告書等の写しを添付

※税務署に原本提出済みで写しの添付ができた

① 確定申告書提出日 年 月 日

記載例では、特定配当等に係る所得を分離課税に、
特定株式等譲渡所得を申告不要としています。
申告不要とするものは0と記載してください。

【注意】

- この申出書は、当該年度の納税通知書が送達される前に提出する必要があります。その後の申出はお受けできません。
- 市・県民税で申告不要制度を選択した場合、配当割額控除・譲渡割額控除の適用はありません。
- 申出書の記載誤りや添付資料の不足等により、特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市・県民税を課税する場合があります。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。

入力確認 宛名番号

--	--	--